

施設使用料等の改定に係る条例の一部改正について

1 条例案

- (1) 上田市真田温泉健康ランドふれあいさなだ館条例等中一部改正について
- (2) 上田市公民館条例等中一部改正について
- (3) 上田市解放会館条例等中一部改正について

2 改正の概要

公の施設における使用料等の考え方（以下「基本方針」という。）に基づき、公の施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）の改定を行うもの。

3 改正の背景

公の施設の使用料等については、平成18年3月の市町村合併以降、統一した基準による見直しを行っておらず、施設ごとの水準に差が生じており、また、維持管理経費の増減など社会経済情勢の変化が反映されていない状況にある。これらのことから、利用者負担の適正化を図り、社会経済情勢の変化に的確に対応した使用料等の設定を行うため、令和6年1月に「公の施設における使用料等の考え方」が策定された。

4 改正の内容

- (1) 利用者負担割合100%の施設（温泉施設及びレクリエーション施設）は、基本方針に基づき使用料等を改定し、あわせて家族券を廃止する。

＜対象施設 8施設＞

真田温泉健康ランドふれあいさなだ館、町・高梨共同浴場、大塩温泉共同浴場、霊泉寺温泉共同浴場、鹿教湯温泉センター（文殊の湯）、農林漁業体験実習館（ささらの湯）、武石温泉うつくしの湯、相染閣（あいそめの湯）

- (2) 利用者負担割合50%の施設は使用料等を据え置くが、利用者の利便性向上と施設の活用に向けて、貸出区分を1時間単位に改める。

＜対象施設 49施設（公民館、コミュニティ施設 等）＞

5 施行期日 令和7年4月1日

公の施設における使用料等の考え方（基本方針）の概要

1 負担の公平性の確保

利用者負担と市費負担の公平性を確保するもの。

2 算定方法の統一化

(1) 使用料等の目安を「管理コスト×利用者負担割合」とする。

(2) 利用者負担割合は、施設の性質に応じて「公益性」と「私益性・市場性」の度合いで分類する。

分類	施設
市費負担 100% 利用者負担 0%	高齢者・老人福祉センター、同和対策共同作業所、同和対策農業近代化施設、リサイクル施設、農村広場等、図書館、子育て支援施設、児童館、児童センター、保健センター
市費負担 50% 利用者負担 50%	福祉センター、市民センター、同和地区集会所、解放会館、保健センター（調理実習室等）、生産販売施設等、森林公園、森林センター、情報センター、商工業振興施設、勤労者福祉施設、地域振興施設（会議室等）、生涯学習センター、公民館、体育施設
市費負担 0% 利用者負担 100%	温泉施設、レクリエーション施設、地域振興施設

3 定期的な見直し

(1) 原則5年ごとに使用料等の見直しを実施する。

(2) 改定の幅（上限・下限の設定）は、改定前の1.3倍の範囲内とする。

4 効果的・効率的な施設運営

経費節減、利用者・利用率の増加策などを検討する。